

審査基準（公表用）

所管部(局)・課 道路課

法令名	佐賀県道路占用規則	法令の番号	昭和28年第11号
許認可等の種類	占用権の譲渡、貸付の許可	根拠条項	第5条 第1項
審査基準	<p>以下の基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用の目的及び内容の変更がないこと。 ・ 譲受人及び借受人が占用物件について所有権等の正当な権限を取得していること。 <p>(条例・規則関係)</p>		
受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所
		交付機関	
		標準処理期間	30 日
		標準経由期間	日
		目次NO	2